

主任技術者等の雇用関係を確認するための書類について

扶桑町役場 行政課

建設工事において、主任技術者等と請負業者の「直接的かつ恒常的雇用関係」を確認するために提出を求める書類について、有効期間が終了したことにより「健康保険証」を活用することできなくなりました。

令和8年1月以降につきましては、主任技術者等と請負業者の「直接的かつ恒常的雇用関係」を確認するための書類として、原則下記の書類のうち、いずれかを提出するようにしてください。

確認書類	摘要
監理技術者資格者証明書（所属建設業者名が記載されているもの）の写し	両面の写しとすること。
住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し	
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
社員証明書等の写し (摘要を満たしていれば、書類の名称は問いません。また、複数人をまとめて証明するものでも可とします。)	氏名、事業者名称、証明日（12か月以内のもの）、雇用形態、雇用開始日の記載があり、証明者（代表者等）印が押印されていること。 対象者以外も記載されている場合は、対象者にマーカーすること。

なお、提出された確認書類に疑義がある場合は、追加資料の提出を求める場合もありますのでご了承ください。